

支援付き住宅建設・人材育成事業に関する FAQ

当事務局に寄せられたお問い合わせなどを基に、質問の多い点や捕捉説明が必要な点について、以下のとおり Q&A 形式でまとめました。

————— 助成対象となる施設や事業について —————

Q どのような施設や事業が対象となりますか？

A 本事業の助成対象となる施設として「無料低額宿泊所」の基準を満たしているか、「日常生活支援」を併せて行っているかがポイントとなります。

また、本事業の目的や解決すべき課題のポイントとして、以下の点を掲げています。

「食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。」

上記の詳細は、厚生労働省の「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会」の資料(特に第 12 回資料)をご参照ください。

これらのポイントや厚労省の資料を基に、助成対象となるかご検討ください。

————— 応募要件について —————

Q 当事業の応募者の想定としては、行政の新しい制度を活用しながら、ある程度事業化できると見込んでいて、そのモデルを作りたいという団体でしょうか？

A お見込みのとおりです。本事業の助成対象団体として、想定される団体は、2020 年 4 月から政府が実施する、「貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援」制度を活用することを前提に、無料低額宿泊所の新基準に対応する改修・建替えを行うと同時に、質の高い生活支援人材の育成を行い、「住まい」と「生活支援」をセットで提供するソーシャルビジネスのモデルとなる団体です。

Q 応募要件に「事業実績が 3 年以上ある団体」とありますが、これはどのような考えですか？

A 選考基準にある、「これまで実施してきた「住まいの提供事業」や「生活支援」の実績は、ニーズに基づく十分な質を保った内容であるか」を担保する条件として、事業実績は最低 3 年が必要であると想定しております。

Q 応募要件に「整備する住宅や土地について、具体的な想定プランが既にあること」とありますが、これはどのような考えですか？

A 本事業の事業期間中に建物整備を行い、生活支援サービスを開始することから、応募段階で、具体的な土地や建物を前提とした事業化の構想があることが必要と考えます。

応募書類について

Q 規定類の提出書類が多く、まだ整備されてない規定もあります。今回の応募にあわせて整備してもよいか？ また、各種規定の「作成例」や「ひな形」はあるか？

A 応募締め切りまでに必要な規定類を整備していただいで差支えありません。一部の規定については、助成開始後の整備が可能なものもあります。(応募要項 P11 に記載)
また、各種規定の「作成例」については、当財団の規定類をホームページに情報公開として掲載していますので、適宜ご参考にして作成してください。

【パブリックリソース財団 情報公開ページ(各種規定類)】

<http://www.public.or.jp/PRF/aboutus/info.html>

助成金の提供方法等について

Q 2020 年度の助成金の上限が 200 万円とありますが、施設建設費が 200 万円を超える場合、どのような資金計画を立てれば、助成金で賄われるか教えてください。また、その場合の助成金の提供スケジュールを教えてください。

A 建設費が 200 万円を超える場合は、着工時の前払いの額などを調整し、完成後の支払いが 2021 年 4 月以降にも発生するように資金計画を立ててください。2020 年度分の助成金となるか 2021 年度分の助成金となるかは、支払いの時期(現金主義)により判断します。

5/26 一部修正

例えば建設費の総額が 3,000 万円のケースで、2020 年 12 月の着工時に前払い金 1000 万円を支払い、2021 年 4 月の完成時に残金 2000 万円を支払う場合は、2020 年度分として 1000 万円の資金提供、2021 年前期分として 2000 万円の資金提供をします。(補助率 100%と仮定)

※仮に 2021 年 3 月までに着工から完成まで行い、支払いも 3 月中に済ませる場合は、3,000 万円全額が 2020 年度の資金として取扱われます。この場合は、200 万円までしか助成できないため、上限を超えた分(980 万円)は実行団体のご負担となります。

なお、この上限額は、建設費分と人材育成費分を合計した額となりますのでご注意ください。

Q 助成金の提供スケジュールと支払われる金額の目安を教えてください。

5/26 追加部分

A 助成金の提供スケジュールは、応募要項の「(別紙)助成スケジュール表」に記載してあり、概ね半年に1回のペースで支払われますが、2021年度と2022年度の上半期については、4月と7月の2回に分けて提供します。

各支払い期における提供額の目安は、様式3の資金計画書に記載された当該年度の助成金交付予定額を基に、4月に25%、7月に25%、10月に50%をお支払いする予定です。

また、7月の支払い額については、事前に協議の上、25%以上の金額で提供することも可能です。資金提供額や時期等の相談については、採択後に事務局との間で調整します。

第三者との協力関係について

Q 実行団体が第三者(不動産事業者等)と協力して、事業を実施しようとする場合、コンソーシアム協定は必要ですか？

A 当事業ではコンソーシアム協定は想定していません。第三者に業務委託することにより事業を実施していただきます。また、その場合の委託費用も助成対象となります。

建物や土地の所有者が異なる場合(オーナー制)について

Q 応募段階で、実行団体とオーナー間の賃貸契約書等を提出する必要があるか？

A 応募段階では契約書の提出は必要ありません。採択後に契約していただき、事務局にご提示をお願いします。

Q 実行団体とオーナー間の賃貸期間を10年以上とするほかに何か制約はあるか？

A 特段の制約はありませんが、この期間は助成目的である「支援付き住宅」として利用されることを想定しています。

また、賃貸期間満了後は、行政制度上の大きな変化やオーナーとの手続き上の支障がなければ、更新することが望ましいと考えていますが、新築・改修の別や、施設の耐用年数にもよるため、案件に応じて柔軟に対応することとし、応募段階ではそれ以上の制約は設けていません。

Q 実行団体を通してオーナーに助成金を支払うにあたって発生する費用は、助成対象として費用計上してよいか？

A 助成対象事業費となりますので、様式 3 の資金計画書に計上してください。

Q 実行団体とオーナー間の手続きについて、「実行団体は当助成金を原資に、オーナーに対して建設費の資金提供をする。また、実行団体とオーナーとの間で契約を結び、施設整備内容と資金提供に関する取り決めを行い、建設費の精算を行う。」とありますが、どのような契約と会計上の取扱いを想定していますか？

A 会計上の取扱いとしては、法人の種類や会計基準にもよりますが、例えば特定非営利活動法人の場合、以下のケースが考えられます。

ケース①

実行団体の定款等で「**支払助成金**」などの支出ができる場合、オーナーに対して建設費の助成金として支出する。

オーナーに対しては見積書等を参考に、前払いで助成金を支払い、建設後に領収書などにより実績額を確認して、助成金の精算を行う。又は、実績額に応じて後払いで助成金を支払う。助成金をどのように支払うかは、実行団体とオーナーとの間で取り決め、契約を結んでください。いずれの場合も、当財団からは実績額に応じた助成金が支払われるため、必ず精算が必要となります。また、後日その証憑もご提示いただきます。

※特定非営利活動法人の場合、法第 27 条の会計規定に基づき、通常「**支払助成金**」を支出できるものと想定しています。(助成行為が定款上の目的や事業内容に反する場合は除く)
単に勘定科目が整備されてない場合は、「**支払助成金**」が支出できるよう規定変更してください。(採択後でも可能です。)

ケース②

実行団体の定款上の制約により、「**支払助成金**」を支出できない場合は、実行団体とオーナーとの間で契約を結ぶ際に、建設費については実行団体が「**負担する**」という項目を設けていただきます。

実行団体が建設費を「**負担する**」方法としては、実行団体が施行業者に直接支払う方法も考えられます。この場合は、実行団体とオーナーと施工業者の 3 者で契約書を取り交わし、支払い関係を明記する方法も考えられます。その際はオーナーの精算手続きは必要なくなります。